

1 湯沢学園の充実

- (1) 保小中一貫教育(湯沢学園)を定着させ、知育・徳育・体育の段階的な向上を図る。特に、全国学力状況調査については数年後に全国・県を安定的に上回るようにする。
- (2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会)を定着させ、学校・家庭・地域・行政が連携して学校を支援する仕組みを構築する。
- (3) 地域交流センターを拠点として、学園の諸活動を支援してもらうボランティアの活用を軌道に乗せる。
- (4) 豊かな心を育み、いじめを見逃さない、いじめを許さない意識を醸成することで、いじめゼロを目指す。
- (5) 総合子育て支援センターを拠点として、子育て事業の一元化を図るとともに、乳幼児・園児・児童・生徒への支援体制を構築する。
- (6) 姉妹都市との教育交流を通じ、友好関係をさらに推進する。

新潟県教育振興基本計画6つの基本方針

- 1 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進
- 2 キャリア教育の推進
- 3 高等教育・研究機能の充実
- 4 学び続ける生涯学習環境づくり
- 5 地域の魅力を高める文化・スポーツの振興
- 6 安全・安心な学校づくり

3 生涯学習の充実

- (1) 湯沢町生涯学習推進プランに基づき、生涯学習の充実を図る。
- (2) 歴史民俗資料館「雪国館」については、指定管理制度による運営を継続し、さらなる利活用を図る。
- (3) 文化の香り高い町の拠点施設として、「童画館」の建設について方針を検討する。
- (4) 各地区の生涯学習活動については、教育行政の担当者とともに地域のニーズを把握し、先導して取り組む。
- (5) 町の宝である文化財の発掘や指定に努める。
- (6) 学園の図書室をはじめ教育施設の一般開放に配慮する。
- (7) 湯沢町公民館の指定管理への移行について、検討する。

湯沢町教育振興基本計画(教育に関する大綱)

教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

適用年度(平成27年度～平成30年度までの4年間)

2 子育て支援の充実

- (1) 総合子育て支援センターを拠点として、一元的な支援体制を構築する。
- (2) 認定こども園において、保・小の接続(アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム)をはじめとした保育・教育内容の充実を図る。
- (3) 支援を必要とする子どもたちが増えている現状を踏まえ、就学支援について子どもや保護者に細やかに対応するとともに、就学後の支援を行う介助員の研修を行い資質の向上を図る。
- (4) 子育てニーズに対応するため、児童クラブの対象学年の拡大、病児・病後児保育を実施するとともに保育時間の延長、休日保育の拡充等を推進する。
- (5) 子どもたちの基本的生活習慣の習得については、本来家庭の役割であるが、**保育園認定こども園**や学校で保護者支援(親教育)を行うことで家庭の子育て教育力の向上を図る。

5 事故・事件等の緊急対応の確認

- (1) 日常において未然防止策を徹底する。
- (2) 発生時には、緊急対応マニュアルにより対処する。
- (3) 児童相談所をはじめ警察署など関係機関と連携し、対応する。
- (4) 重大な案件については、青少年問題協議会で検討する。
- (5) いじめなどの問題が発生した場合は、湯沢町いじめ防止基本方針により対応する。

4 施設・設備の充実

- (1) 学園前の県道をはじめ通学路の安全対策について、関係機関と連携して早急に対応する。
- (2) 外構を含めた湯沢学園の環境整備については、早期に整備する。
- (3) 旧中学校の屋外プールについては、安全面や環境美化を踏まえて早期に今後の方向を検討する。